

# 建設工事の申請をする場合の注意事項

総合評定値通知書により 総合評定値 (P点) の通知を受けている建設業者で、経営事項審査結果通知書等の審査基準日が1年7ヶ月を経過していない場合のみ受付いたします。

ただし、既に経営事項審査を受審した者であって、最新の経営事項審査結果通知書等が送達されていない場合は、経営事項審査完了票及び経営状況分析結果通知書の写しを提出することにより受付いたします。

※申請後、最新の経営事項審査結果通知書等が届いた場合は速やかに提出してください。